の控除に関する事項を記載した第７号の２様式（その２）及び同様式別表１から別表６（その２）までの明細書又は第７号の２様式（その１）及び同様式別表１から別表６（その１）まで並びに第20号の４様式及び同様式別表１から別表６までの明細書を添付すること。

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第11条の六・第11条の六の11・第11条関係）

［様式　別紙四十一三　掲入］

第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第１項若しくは第３項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第８条の２の２第１項又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　略］

第十号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第11条・第五条・第十条の11関係）

［様式　別紙四十五　掲入］

第10号様式記載要領

１　この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）、第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）若しくは第６号の３様式（その３）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式、第６号の３様式（その２）若しくは第６号の３様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　事業税「法第72条の２第１項（第１号・第２号・第３号・第４号）に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第２号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第11条の六・第11条の六の11・第11条関係）

［様式　別紙四十一三　掲入］

第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第１項若しくは第３項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあっては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第８条の２の２第１項又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　同左］

第十号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第11条・第五条・第十条の11関係）

［様式　別紙四十四　掲入］

第10号様式記載要領

１　この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式若しくは第６号様式（その２）、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）若しくは第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式若しくは第６号様式（その２）、第６号の２様式又は第６号の３様式若しくは第６号の３様式（その２）の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　事業税「法第72条の２第１項（第１号・第２号・第３号）に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第２号」又は「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。